

「安心宣言」の強化策として 「構造チェック結果報告書」を発行

株式会社アイフルホームテクノロジー

住宅業界にフランチャイズチェーン(FC)制度を導入してFC加盟店網を全国に展開している株式会社アイフルホームテクノロジー(住所:東京都江東区亀戸 1-5-7 / TEL03-5626-8251 / 代表取締役社長:中村雅守)は、創業以来マイホームづくりに関わるお客様の様々な不安や不信を解消することが住宅を販売する企業の責務であるとの考えのもとに、保証制度や第三者機関による検査や保険対応などを業界に先駆けて実施して参りました。

こうした取り組みをもとに2006年度の統一スローガンとして、お客様の価格面や品質面のあらゆる不安に対してシステムや保証制度などで合理的にお応えしてゆく体制をアピールすべく「安心宣言」をグループ全員で採択しておりますが、この7月より、新たに安心宣言の強化策として、金物工法を採用する全棟(3階建て除く)を対象に、第三者機関(21世紀住宅研究所)による住まいの安心・安全を科学的な数値を持って示した「構造チェック結果報告書」を発行します。

これまで、2階建て以下の木造戸建て住宅においては、どれだけの構造耐力を有しているかの総合評価(住宅性能評価制度)はあっても、各部位の強度やバランスなどを数値を持ってお客様に明示することがほとんどありませんでした。

そこで、アイフルホームでは「耐震等級()」「耐力壁の量」「耐力壁のバランス」「柱の接合部の強度」「梁のたわみ量」の5項目にわたって、1階、2階のそれぞれに数値化して、第三者機関が判定した邸別の報告書を、施主に明示して提供します。

アイフルホームでは、今回の「構造チェック結果報告書」の発行は、地盤生涯継続保証、完成引渡保証、60年継続保証などと共に、一連の安心品質の強化策として実施するものです。こうした「安全・安心への取り組み」によって、「建てる時も」、また「建てた後も」安心であることを「安心宣言」として内外に宣言し、お客様の個々の不安解消に向けて全国の加盟店でご対応いたします。

住宅性能表示制度の基準に基づき、21世紀住宅研究所が何等級に相当するかを独自に設計評価したものです。(登録住宅性能評価機関による評価ではありません。)

耐震等級について

国土交通省の住宅性能表示制度では、「地震」に対する建物の強さのレベルを「耐震等級」として3段階で表示することができ、その強さがどのレベルに相当するかを邸別にチェックします。なお、「等級1」は建築基準法の定めを満たしたレベルに相当し、「等級2」や「等級3」は更に強いレベルに相当します。

本報告書の「耐震等級」についてのチェック結果は、住宅性能表示制度の基準に基づき、21世紀住宅研究所が何等級に相当するかを独自に設計評価したものです。(登録住宅性能評価機関による評価ではありません。)

耐力壁の量について

建築基準法では、「地震」や「台風」に対して建物に倒壊や損傷が起こらないように、筋交い等を配置した耐力壁の量が定められており、その耐力壁の量が建築基準法の基準を満たしているかを1階・2階それぞれのX方向・Y方向毎に邸別にチェックします。

耐力壁のバランスについて

建築基準法では、「地震」や「台風」に対して建物に倒壊や損傷が起こらないように、筋交い等を配置した耐力壁をバランス良く配置することが定められており、その耐力壁がバランス良く配置されているかを1階・2階それぞれのX方向・Y方向毎に邸別にチェックします。

柱の接合部について

建築基準法では、「地震」や「台風」により柱と梁が分離して建物が倒壊しないように、柱と梁を金物で接合するように定められており、接合部に生じる引き抜き力に対して接合方法が耐え得る強度を満たしているかを1階・2階毎に邸別にチェックします。

梁の大きさについて

建築基準法に合わせて梁のたわみを邸別にチェックします。

この件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

アイフルホームFC本部(株)アイフルホームテクノロジー)

マーケティング課 広報担当 山口

TEL:03-5626-8251

参考資料:「構造チェック結果報告書見本」

< 報告書表紙 >

建設省住宅性能表示制度認定事業者「株式会社 21世紀住宅研究所」

【耐震性・耐風性】テクノスター工法 構造チェック結果報告書

物件名: 愛降 太郎 様邸



2006年7月

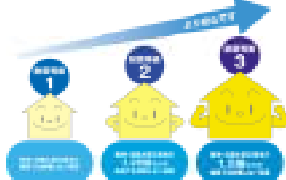
株式会社 21世紀住宅研究所
スケルトン事業部 設計部

点検	審査	チェック
0	0	0

< 耐震等級について >

耐震等級について

国土交通省の住宅性能表示制度では、「地震」に対する建物の強さのレベルを耐震等級（倒壊等防止）1～3で表示することができます。建築基準法の基準を満たした建物は耐震等級1となり、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても倒壊しない程度の強さとなっております。また、耐震等級2・3であればさらに大きな地震に対しても倒壊しない程度となります。しかし、耐震等級2～3に適合させるためには高度な設計力と手間を要することから、一般的にはあまり普及しておりません。当社では、提示を受けた構造体がお客様のニーズに合わせた耐震等級に確実に適合していることをチェックしております。



チェックの結果


適合する耐震等級 (倒壊等防止)	説明
3等級相当	阪神・淡路大震災クラスの1.5倍の力の地震でも倒壊しない程度

*.点検では各部の構造体のみを点検しておりますので、基礎部分のチェックは別途です。

< 耐力壁の量について >

耐力壁の量について

建築基準法では「地震」や「台風」に対して建物が倒壊や損傷が起これないように、筋違い等を配置した耐力壁の量が定められております。当社では、建築基準法で義務付けられている耐力壁の量を満たしていることをチェックしております。




チェックの結果

	<A> 設置される耐力壁の総長さ	 必要となる耐力壁の総長さ	判定
2階X方向	2400.00m	壁厚 1784.00m 筋壁 1248.00m	A B 差
1階X方向	4800.00m	壁厚 2804.00m 筋壁 2848.00m	A B 差
2階Y方向	2200.00m	壁厚 1784.00m 筋壁 1437.00m	A B 差
1階Y方向	4000.00m	壁厚 2804.00m 筋壁 2911.00m	A B 差

< 耐力壁のバランスについて >

耐力壁のバランスについて

建築基準法では「地震」や「台風」に対して建物が倒壊や損傷が起これないように、筋違い等を配置した耐力壁をバランス良く配置することが定められております。当社では、建築基準法で義務付けられている耐力壁がバランス良く配置されていることをチェックしております。




チェックの結果

	エグ	エグ内	エグ外	耐力壁の長さ (A+B)	耐力壁の長さ (C)	耐力壁の長さ (D)	耐力壁の長さ (E)	耐力壁の長さ (F)	判定 (上下方向は必ずYESと表示)
2階X方向	北面	800.00m	472.00m	1.89	YES	0.8	0.5	差	
	南面	800.00m	378.00m	2.11	YES	0.89	0.5	差	
1階X方向	北面	2200.00m	742.00m	2.98	YES	0.89	0.5	差	
	南面	1400.00m	678.00m	2.08	YES	0.89	0.5	差	
2階Y方向	西面	1000.00m	472.00m	2.11	YES	0.8	0.5	差	
	東面	800.00m	472.00m	1.89	YES	0.89	0.5	差	
1階Y方向	西面	1200.00m	742.00m	1.81	YES	0.89	0.5	差	
	東面	1000.00m	742.00m	1.34	YES	0.89	0.5	差	

< 柱の接合部について >

柱の接合部について

建築基準法では「地震」や「台風」により柱と梁が分離して建物が倒壊しないように、柱と梁を金物で接合するように定められております。当社では、柱と梁などの接合部に生じる引き抜き力に合わせた接合方法を決定し、建築基準法で義務付けられている接合方法となっていることを確認しています。



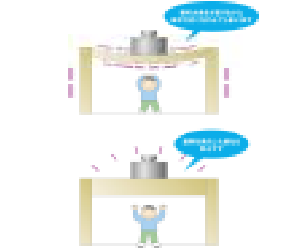
チェックの結果

	他の位置	設置される金物	<A> 引き抜き強度	 柱と梁の引抜き耐力	判定
2階	X0-Y0	[BP-1]	12.23kN (2.8T)	8.01kN (0.8T)	A B 差
1階	X0-Y0	[BP-1]+[U25]	26.01kN (2.8T)	22.28kN (2.8T)	A B 差

< 梁の大きさについて >

梁の大きさについて

建築基準法では2階建て以下の木造住宅の梁の大きさについて、「構造耐力上安全であるようにすべきものとする」とあります。当社では、計算した梁の大きさで建設省（国土交通省）が告示で定められた梁のたわみ量の基準を満たしていることをチェックしております。



チェックの結果

	梁の位置	<A> 梁のたわみ量の最大値	 梁のたわみ量の制限	判定
2階小間梁	X2 通り	梁厚等 14.44mm*	18.00mm	A B 差
	Y0 - Y4	梁厚等 11.83mm	18.00mm	A B 差
1階小間梁 (1階小間梁)	Y4 通り	梁厚等 14.44mm*	18.00mm	A B 差
	X0 - X10	梁厚等 8.50mm	18.00mm	A B 差

*.0.01等級のたわみ量基準値とし、上より基準の倍率で算出しています。